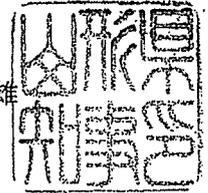




環 企 第119号
平成14年6月21日

山形広域環境事務組合
管理者 山形市長 吉村 和夫 殿

山形県知事 高橋 和雄



山形県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書への意見について

山形広域清掃工場建設事業（仮称）環境影響評価方法書について、山形県環境影響評価
条例第10条第1項の規定に基づく環境保全の見地からの意見は別紙のとおりです。

別紙

1 全般的事項

- (1) 環境保全目標の設定にあたっては、環境基準のほか山形市の環境目標値を考慮すること。
- (2) 山形県環境影響評価条例第11条第2項の規定により作成する方法書及び準備書に、当該地域に関わる既存の調査結果（山形県が実施した公共用水域水質測定結果、山形市が実施した山形市半郷清掃工場周辺の環境測定調査結果など）を記載すること。

2 調査、予測及び評価方法の選定

- (1) 大気汚染
地形、気象を考慮し、調査地点に事業予定地の東方向の地点を追加すること。
- (2) 騒音
道路交通騒音の環境保全目標は、自動車騒音の要請限度ではなく騒音に係る環境基準を参考にして設定すること。
- (3) 悪臭
調査地点に、煙突排ガス臭気を対象とした地点を追加すること。
- (4) 土壌汚染
既存の調査結果とともに、地形、土地利用状況、気象を考慮し、調査地点を追加すること。
- (5) 植物、動物、生態系
地域特性を把握するための広域的な概略調査を追加すること。
- (6) 景観
JR山形線、東北中央自動車道、山形ニュータウンなどを含めた広域的な調査範囲を設定すること。
- (7) 現状把握及び予測
既存資料と現地調査結果の組み合わせを基本として実施すること。

3 その他

- (1) 注目すべき地形、地質に記載されている半郷断層については、周辺地域のボーリングデータ、既存の地質資料などを収集し現況の把握に努めること。
- (2) 調査地点の設定等にあたっては、地域住民などの意見を十分に配慮すること。